

令和4年（ワ）第528号　自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原告 サファリ・ディマン・ハイダーほか1名

被告 国

原告第1準備書面

2022年8月23日

東京地方裁判所民事第26部乙合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木雅子
同 弁護士 浦城知子
同 弁護士 駒井知会
同 弁護士 小川隆太郎
同 弁護士 岡本翔太

原告らは、被告準備書面（2）を踏まえて、以下のとおり弁論を準備する。

第1 本件の主たる争点

本件の主たる争点たる自由権規約9条1項違反及び9条4項違反の点に関する当事者双方の主張を整理すると以下のとおりである。

1 原告の主張

（1）自由権規約9条1項違反について

ア　自由権規約9条1項は、理由および手続が法律に定められていることに加え、①要件として収容の必要性・合理性・比例性、②収容期間の上限、が定められていない身体拘束を恣意的拘禁であるとして禁止している。

上記条約解釈の具体的根拠は、自由権規約委員会の一般的意見（甲A28）、

国連恣意的拘禁作業部会の審議結果（甲A35）、国連総会のグローバルコンパクト（甲A34）、国連恣意的拘禁作業部会の本件収容に関する意見（甲A26）である。

イ 入管法の規定上、入管収容の要件として収容の必要性・合理性・比例性を求める規定は存在せず、収容期間の上限も定められていない。したがって、入管法は、上記①及び②のいずれも欠如している。

当然ながら、入管法に基づき行われる入管収容も、上記①及び②のいずれも欠如している。

ウ 入管法は自由権規約9条1項違反であり、かつ本件収容は、自由権規約9条1項の禁止する恣意的拘禁である。

（2）自由権規約9条4項違反について

ア 自由権規約9条4項は、「裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する。」としている。

上記規定を解釈する具体的な根拠となるのは、自由権規約委員会の一般的意見（甲A28）、国連恣意的拘禁作業部会の審議結果（甲A35）、同作業部会の本件収容に対する意見（甲A26）である。

イ この点、入管収容の合法性について、行政事件訴訟法又は人身保護法によつても、裁判所に遅滞なく決定を求ることはできない。

行政事件訴訟法によつては、退去強制令書発付処分に基づく収容の合法性そのものを争う方法はない。退去強制令書発付処分取り消し請求等を本案とする収容の執行停止を求めることが可能であるが、退去強制令書発付処分の違法性を前提とする必要があり、収容自体の違法性を理由に裁判所が釈放を命ずる手段は行政訴訟にはない。なお、仮放免不許可処分の違法性を争う訴訟は、仮放免申請に対する不許可処分を前提にその違法性を争うものであつて、収容自体の違法性を争うものではなく、また、裁判所が釈放を命ずるも

のでもない。さらに、仮の救済の審理は平均的に3ヵ月程度、本案審理については判決が確定するまでに平均的に半年以上の期間を要する。

人身保護法については、代理人を選任することが原則必要であり（人身保護法3条）、要件として顕著な違法性が要求され（人身保護規則4条）、知られる限り入管収容について人身保護命令が発出された例は存在しない。

したがって、「遅滞なく決定を受ける権利」（甲A28のパラ47）が保障されているものとは到底いえず、「審査の利用を事実上不可能にする慣行」（甲A28のパラ46）が存在するものである。

ウ 入管法は自由権規約9条4項違反であり、かつ本件収容は、自由権規約9条4項が禁止する恣意的拘禁である。

2 被告の主張

（1）自由権規約9条1項違反について

ア 自由権規約9条1項は、法律に定められた理由および手続による身体拘束は、恣意的拘禁にはならないと定めており、法律に定められた理由および手続によるかぎり、当該身体拘束は条約違反の問題を生じないものと解すべきである。

上記条約解釈について、原告らの求釈明にもかかわらず、被告はその具体的根拠を示すことが出来ていない。

イ 原告らに対する本件収容は、入管法に定められた理由および手続に基づくものである。

ウ したがって、入管法は自由権規約9条1項違反ではなく、かつ、原告らに対する本件収容は自由権規約9条1項の禁止する恣意的拘禁には該当しない。

（2）自由権規約9条4項違反について

ア 自由権規約9条4項は、「必ず事前に裁判所が関与すべきことを明示的に義務付けているものではない」とする（答弁書64頁）。

- イ 入管収容については、行政事件訴訟法又は人身保護法により、収容の適法性について裁判所の判断を求めることが法律上可能である。
- ウ したがって、入管法は自由権規約 9 条 4 項違反ではなく、かつ、原告らに対する本件収容は自由権規約 9 条 4 項の禁止する恣意的拘禁には該当しない。

3 本件の主たる争点

- (1) 自由権規約 9 条 1 項については、「ア」の自由権規約 9 条 1 項の解釈が、主たる争点である。
- (2) 自由権規約 9 条 4 項については、「ア」の自由権規約 9 条 4 項の解釈と、「イ」で被告が主張する行政訴訟手続法と人身保護法による手続が自由権規約 9 条 4 項の要件を満たすかが主たる争点である。

第2 裁判所に釈明権の行使を求める

上記「第1」で整理したとおり、本件の主たる争点は、自由権規約 9 条 1 項及び同規約 9 条 4 項の解釈に他ならない。

然るに被告は、この点に関する原告らからの求釈明（2022年5月27日付求釈明申立書「1」および「4」）に対して誠実に回答することなく、本件の審理を妨げている。

したがって、原告らは、裁判所に対して、自由権規約 9 条 1 項の解釈にかかる上記求釈明事項「1」及び「4」について被告に明らかにするよう釈明権の行使を求める（民事訴訟法 149 条 1 項）。

さらに原告らは、上記「第1」で整理した本件の主たる争点の一つである自由権規約 9 条 4 項の解釈の具体的根拠についても、被告に対して明らかにするよう釈明権の行使を求める。

以上